

議提第3号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 工 藤 日出夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 金 森 すみ子 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 毛 呂 一 夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 村 田 裕 子 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 湯 沢 美 恵 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 中 村 洋 子 |

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

袴田巖さんの再審無罪判決により再審制度の改正への世論は高まっています。また、埼玉県においても昭和38年に発生した狭山事件において無期懲役が確定した石川一雄さんは、東京高裁で再審請求の審理が行われていましたが、3月11日にお亡くなりになりました。えん罪の可能性を指摘する声があったことから、再審に関する制度改正は待ったなしと言えます。

袴田巖さんの再審無罪の例のように、えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害であるといえます。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っています。狭山事件もえん罪の可能性があるとの声が上がっています。えん罪被害者の救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても重要な課題です。

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続です。しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多くなっています。

また、再審請求を行うための証拠開示についての規定が存在しないため、再審請求を困難なものにしています。さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせています。

よって、国においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望します。

記

- 1 再審請求手続きを明文化するとともに、審理を公開すること
- 2 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること
- 3 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣